

第2期池田町いのち支える自殺対策計画 概要版

策定の趣旨

池田町においては、平成31年3月に「池田町いのち支える自殺対策計画」を策定し、『誰も自殺に追い込まれることのない池田町』の実現に向けて、行政、地域、関係機関・団体等が連携して、自殺対策の推進に取り組んできました。

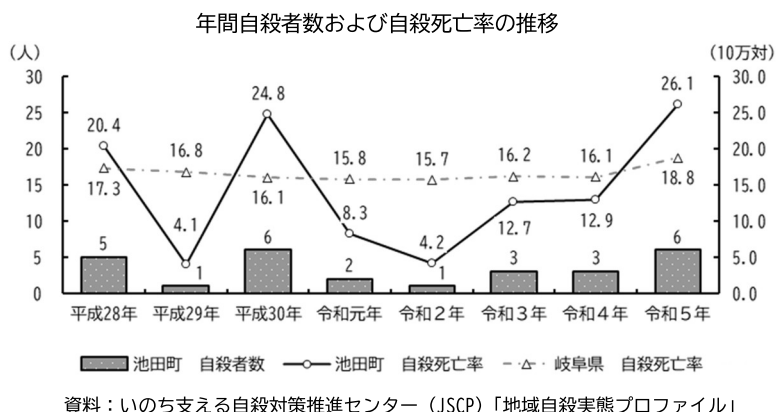
この度、現計画の計画期間の満了に伴い、池田町におけるこれまでの取組を評価し、「自殺総合対策大綱」や「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」の自殺に係る動向等新たな課題をふまえて、「第2期池田町いのち支える自殺対策計画」を策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、国・県の動向や関連性の高い健康増進計画との連携を図るため、令和7年度から令和12年度までの6年間を実施期間とします。

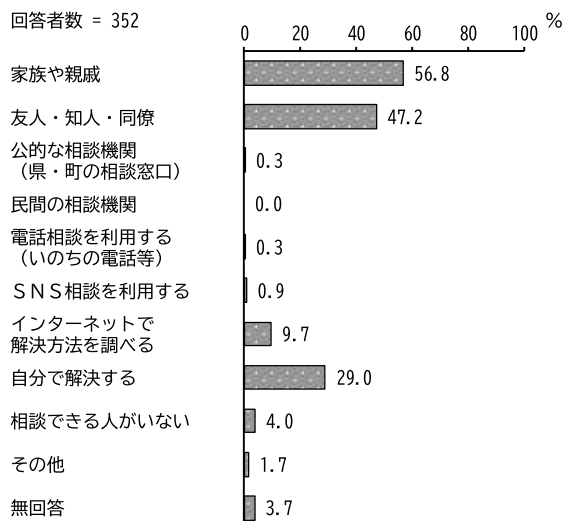
池田町の自殺の状況

平成28年～令和5年の間に自殺で亡くなった人は合計27人で、年間平均の自殺者数は3.4人となっています。また、自殺死亡率の8年間平均は14.2で、岐阜県の平均16.6より低い値となっています。自殺者数は年により増減が大きく、着実に減少しているとは言えない状況です。



不安や悩み、ストレス等がある時、誰に相談するかの回答については、「自分で解決する」の割合が29.0%、「相談できる人がいない」の割合が4.0%となっています。生きることへの不安や悩みを抱えている人を把握した場合は、関係機関・団体等が連携し、生きるための包括的支援を推進する必要があります。

不安や悩み、ストレス等がある時、誰に相談するか



計画の目指す姿

『池田町健康に関するアンケート調査 調査結果報告書より』

町民一人ひとりが、こころの健康づくりを身近なこととして認識し、心身ともに健やかで、いきいきと暮らせることを目標とします。

本町においては、施策体系にある取組を継続し、自殺者数の減少に向けた計画を推進することで「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現を目指します。

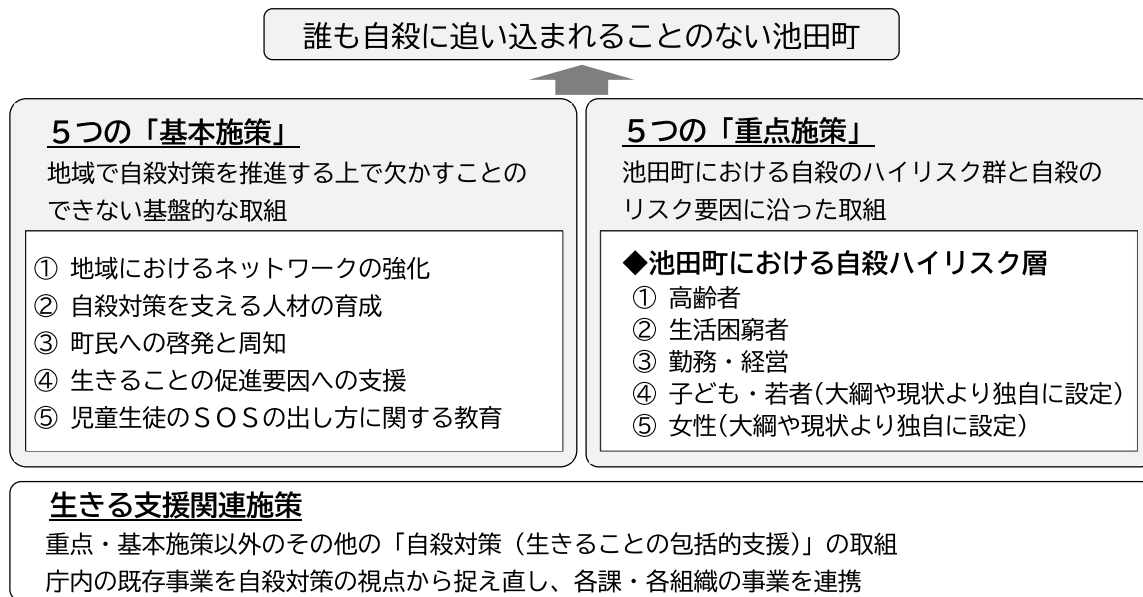
計画の数値目標

厚生労働省の『「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引」に基づき、国の数値目標「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」を踏まえ適宜適切に設定することとされています。

池田町においては、平成21年から平成28年に平均5.3人、令和元年から令和5年に平均3.0人が自殺により亡くなっている状況でした。

第1期計画では、改善傾向にあるものの、数値目標は達成されなかったため、今期計画も同様の目標（令和7年から令和11年の平均自殺者数が、平成21年から平成28年までの平均自殺者数より50%以上減少させること）とします。

施策の体系



基本施策 ① 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、生きづらさを抱えている人を支援につなげるネットワークが地域の中に整っていることや、そのためにそれぞれの関係機関が連携していることが必要です。

国、地方公共団体、関係機関、民間団体、企業、町民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進するために、それぞれが果たすべき役割を明確にし、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

事業名

- 池田町のち支える自殺対策推進本部会議・幹事会
- 池田町のち支える自殺対策ネットワーク会議 等

基本施策 ② 自殺対策を支える人材の育成



自殺に関する正しい知識を持つことで、自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、適切に対応できるよう、「ゲートキーパー」の役割を持つ人材の育成を図ります。

関係機関や団体が連携し、自殺に関する正しい知識をもって適切な支援につなぐことができるようにスキルアップを進めます。

また、町民一人ひとりが「ゲートキーパー」として、周囲の人の悩みに気付いて声をかけることができるよう知識の普及・啓発をしていきます。

事業名

- 各研修会等の活用
- ゲートキーパー研修の受講推奨 等

基本施策 ③ 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、不安や悩みを抱えていても、誰にも相談できないという人もいますと考えられます。

困ったときには「誰かに助けを求めることが適切である」という考え方が、社会全体の共通認識となるように、普及啓発活動を推進します。

また、自分自身や周囲の人のこころの不調に気がつくことができるよう、正しい知識の普及・啓発や相談体制の整備を行います。



事業名

○ 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）における啓発活動 等

基本施策 ④ 生きることの促進要因への支援

自殺リスクが高まるのは、「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときとされています。

こころとからだの健康づくりや、居場所づくり、生きがいのある生活を送るための取組を進めるとともに、自殺リスクを抱える人が適切な支援を受けられるよう取組を進めることで、社会全体の自殺のリスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進します。

事業名

○ 自殺未遂者等への支援

○ 各種相談事業 等

基本施策 ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が、社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、SOSを伝える方法を正しく知り、相談できる勇気を持つことができるよう、SOSを発信するための教育の充実を図ります。

早い段階から子どもに向けての教育・啓発等に取り組むことで、自分や相手のいのちの大切さや生きることの素晴らしさを学ぶとともに、自己肯定感を養うことができるように取組を推進します。

事業名

○ 子どもの人権SOSミニレター

○ SOSの出し方教育の推進 等

重点施策 ① 高齢者

高齢になると、家族との死別や離別、健康問題、介護、生活困窮等、「生きることへの疎外要因（自殺のリスク要因）」につながる生活上の課題を、いくつも抱えてしまう傾向にあり、高齢者が自殺者数全体に占める割合の高さが課題となっています。



日々の生活の中に生きがいや自分自身の役割を持ち、生き生きと毎日を過ごすことができるよう、地域での交流を通じて孤立を防ぐための居場所や相談窓口の周知を進め、関係機関との連携を強化します。

事業名

○ 在宅医療介護連携推進協議会

○ 介護申請に関する事務、介護相談 等

重点施策 ② 生活困窮者

生活困窮の背景には、「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」につながりやすい、失業や低所得、家庭内暴力や虐待、精神的・身体的な健康問題等の多様な問題が複合的に絡み合っていることが多いと言われています。

様々な生活上の課題を抱えている生活困窮者が相談しやすいように、生活困窮者自立相談支援事業の一層の周知を行い、適切な支援を受けることができるよう関係機関の連携を進めます。

事業名

○ 各種納付相談

○ 生活保護施行に関する事務 等

重点施策 ③ 勤務・経営

様々な勤務問題に対し、関係機関と連携して、各種相談を実施するとともに、啓発に努めます。企業や経営者が、ワーク・ライフ・バランスの考え方について理解を深め、労働者と経営者がともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

事業名

○ 生活安定対策事業（若年者の就労相談）

○ 商工相談（専門家の派遣）

重点施策 ④ 子ども・若者

令和4年の全国での小中高生における自殺者数は過去最多の514名に上ったほか、令和5年も513人と同水準で経過しています。

子ども・若者世代は抱える悩みが多様で、進級・進学、就職等のライフイベントによって人間関係や生活環境が大きく変化することから、多くのストレスを抱える可能性があります。居場所づくりや相談窓口の周知を行うとともに、関係機関との連携のもとで、切れ目のない支援を行います。



事業名

○ 子どもの悩みの相談先等の紹介(情報提供)

○ 児童生徒無記名アンケート事業 等

重点施策 ⑤ 女性

新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年以降、20歳代の女性で全国での自殺死亡率が大きく上昇し、現在も同水準となっています。

女性の自殺対策では、産後うつ対策等の妊産婦への支援、子育て中の女性に対する就労支援、その他各種相談支援の提供等を行います。



事業名

○ 産後ケア事業

○ 子育て世帯訪問支援事業（家事・育児代行支援）

等

生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、庁内の既存事業の中で「生きる支援」に関連する事業を位置づけ、あらゆる機会を支援のきっかけと捉え、全庁的な取組として推進します。

第2期池田町いのち支える自殺対策計画 概要版

発行 池田町 編集 民生部 保健センター

〒503-2417 岐阜県揖斐郡池田町本郷1628-2 TEL 0585-45-3191 FAX 0585-45-8688